

R3/4月村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・行政書士村尾事務所
 労働保険事務組合 高松北部労務協会
 〒760-0007 高松市中央町 8-10
 TEL087-835-1477 FAX835-1496

官庁申請代行・人事労務 ~頑張る企業支援~

社会保険・労災・雇用保険
 産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
 各種助成金申請等 官庁申請手続
 就業規則等諸規程の整備、労務諸制度、給与計算
 労働紛争解決手続代理 行政不服申立

● 保険料改定！！

※健保・介護3月分(4月支払い)から保険料改定されました。当事務所に委託されている事業所様には個人別保険料通知を差し上げていますので、4月に支払う給与から控除してください。
 ○被保険者負担分(折半額)に円未満の端数がある場合;端数が50銭以下の場合切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る社会保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)

○64歳以降も雇用保険料控除！！

※以前は毎年4月現在64歳以上の方には、雇用保険料が発生しませんでした。従いまして、64歳以上の方も給与から控除してください。

● 雇用調整助成金

コロナによる休業を余儀なくされた場合、休業日に対して支払った賃金は、国が助成金として支給してくれます。これは、仕事がなくなっても雇用を維持する企業に対する支援制度で、4月分までは100%支給されます。5月以降は今のところ%が不明ですが、雇用調整助成金制度は継続していますので、ご利用ください。

● 新規採用者のご紹介

大喜多 隆司氏； 社労士・行政書士・海事代理士等たくさんの資格を持った優秀なスタッフです。当面は時間外協定、1年変形協定届等の作成で皆様のお役に立てるよう頑張っていますので、よろしく願い申し上げます。

● 時間外・休日労働の要件

1 契約の定め及び協定届が必要です

- ①就業規則または労働契約で「時間外労働等(時間外、深夜勤務22時～5時まで、休日労働)など指示することがある旨規定しておくこと
- ②時間外協定(3・6協定届)を監督署に届けておくこと

上記2つの条件を整備していない場合の残業等命令は、法律上は無効になります。但し、無効にはなっても残業等労働時間分の割増賃金は発生します。

③変形労働時間制

法律では、週40時間、1日8時間となっていますが、1ヶ月や1年などの期間を通じて平均して週40時間制にすることができます。例えば1日8時間週休2日制なら毎週40時間ですが、隔週2日制では週40時間と週48時間となり、週48時間の週の8時間は時間外割増が必要です。

しかし、変形制をとって1ヶ月又は1年平均して週40時間になるようにすれば週48時間の週の8時間も時間外にはなりません。

2 時間外割増25%から50%へ改定

2023年からは、中小企業も月60時間を超えた時間外割増賃金は、25%から50%に引き上げられます。

● 同一労働同一賃金

中小企業も今年4月から適用されます。通常の社員とパート・有期契約社員との間で不合理な労働条件の差別が禁止されます。

業務内容や責任の程度の違い、人材活用やその他の事情による違いがある場合は、その違いに応じた均衡待遇が求められます。そのためにも雇用形態に応じた就業規則の作成をしておくことが良いでしょう。

R3年4月からの 各種保険料

保険料の種類	内容	全体	本人負担分	事業主負担分
健康保険	私傷病	102.8 /1000	51.4 /1000	51.4 /1000
介護保険	40歳以上 65歳未満	18.0 /1000	9.0 /1000	9.0 /1000
厚生年金		183 /1000	91.5 /1000	91.5 /1000
雇用保険	失業給付他	一般 9 /1000	3 /1000	6 /1000
		建設 12 /1000	4 /1000	8 /1000
		農水 11 /1000	4 /1000	7 /1000
労災保険	業務・通勤災害	2.5~88 /1000	0	2.5~88 /1000

